

報告事項カ

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）の概要について

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）の概要について、別添のとおり報告します。

平成30年11月22日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会
(美術館整備運営事業)の概要等について

平成30年11月22日
博 物 館

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(美術館整備運営事業)を開催しましたので、その概要等について報告します。

また、より多くの県民に美術館づくりへの関心を高めていただくために、美術館フォーラムを開催しますので、その概要をお知らせします。

記

1 鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(美術館整備運営事業)

- (1) 日 時 平成30年11月20日(火)午後1時30分から午後4時まで
(2) 場 所 鳥取県庁 特別会議室
(3) 委 員

氏 名	役 職 等
林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、基本構想検討委員会会長、アドバイザー委員会座長
衣笠 幸雄	TBSテレビ社長室顧問、前TBSサービス社長、基本構想検討委員会委員
山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前神奈川県立近代美術館館長
佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
光多 長温	都市化研究公室理事長、元鳥取大学地域学部教授、元神奈川県PFI事業者選定審査会委員
堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、(株)堀越英嗣 ARCHITECT 5代表、元鳥取環境大学教授
遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長、環境学部教授(建築専門)
根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

(4) 議題

- ・審査会運営要綱の制定及び委員長の選任について
- ・鳥取県立美術館整備の検討状況について
- ・「未来をつくる美術館」の基本スキーム・事業者選定方法について

(5) 主な意見等

- ・審査会の開催に先立ち、審査会の委員長に林田英樹氏(元文化庁長官)を選任し、林田委員長から、委員の方々の専門的知見に加えてPFI制度の制度も十分理解しながら丁寧な審議をしていきたいとの挨拶があった。

(施設整備)

- ・基本計画の諸室の規模について狭い箇所があると感じる。施設全体で一律の整備でなく、例えば、収蔵エリアは美術品収蔵のためのしっかりとした造りとしながらも事務エリアは一般的なレベルとするなど、各部屋によって求められる水準が異なる施設では、坪単価はエリアや諸室毎に異なるだろう。重要なのはメリハリである。民間事業者がよりコストコントロールをしやすいするには事細かに諸室毎の面積制限を設けない方が良いのではないか。
- ・海外の美術館では、エントランスホールやロビーでユニークベニューに取り組んでいる。

美術館の特別感が演出でき美術館の顔になる場所であり、事業者が自由な形で活用できる場として、面積も含めて提案できることが必要である。

- ・美術館が人気を獲得する上で大切なのはあくまで収蔵品であり、建築は収蔵品とバランスを取る必要がある。従って、収蔵品、展示内容、展示方法の方向性が提案前に事業者明らかにされている方が、結果として質の高い設計が生まれやすいと考える。
- ・事業者からの提案に係る前提条件について、物理的な根拠に基づいたものであるならば良いが、提案を制限してしまうような前提条件を設ける重要性は低いと考える。なるべく民間事業者の創意工夫が発揮されるような枠組みとして頂きたい。

(官民連携)

- ・官民双方の協働が成功するために必要なのは細かく業務分担がされていることではなく、同等の能力を持った人間同士が同等の待遇を受けることであると認識している。
- ・「展示室」であっても、県民ギャラリーと常設展示室、企画展示室は動線や管理方法等が異なるので、部屋の機能やスタッフの配置等についても熟知された提案であることが必要であり、評価の重要な視点である。
- ・PFI 事業者が、ポップカルチャーに係る展覧会を実施するよう見受けられるが、美術館に対する評価にも繋がる責任のある業務である以上、民間事業者が学芸員のような専門職を雇用する等の能力水準について評価することも必要ではないか。
- ・民間との連携については、他施設の状況等もよく確認しながら、上手く連携できるよう検討してほしい。

(事業者選定プロセス)

- ・美術館整備で設計は重要な要素である一方、提案内容を公にする事業者への配慮も必要となる。
- ・PFI 手法において公開プレゼンを実施することに問題がないか懸念があるので、事業者の声もよく聞いてほしい。

(その他)

- ・鳥取の文化、鳥取らしさがどのように理解され、わかりやすく表現されているかの視点が重要となる
- ・いろんな世代の方々が美術館に来ていただける事業展開を盛り込むべき。
- ・障がい者アートをはじめとした県の主要施策との連携も評価項目として重要である。
- ・県内産業への貢献の評価は、「地元企業等が入ることでこんないいアイデアが出た。」などの提案を評価すべき。
- ・他県の美術館において、建築の質が高くないにも関わらず成功した事例、また設計の質は高いもののコストも高いといった事例があるように思う。本事業では、そうした事例について分析もしながら検討を進めてほしい。

(6) 今後の対応

- ・事業者公表する実施方針、要求水準書(案)について、次回(31年1月頃を想定)の第2回審査会で議論していただき、その内容を県議会へ報告した上で、実施方針の公表を行う。
- ・31年7月頃を想定する入札公告までに審査会を複数回開催し、落札者決定基準(評価項目及び配点等)を決定していただく。

2 美術館フォーラムの開催

中部地区の官民55団体による「県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会」と共催で、
みんなでつくる「県民立美術館」の実現を目指した美術館フォーラムを開催します。

- (1) 日 時 平成30年12月15日(土) 午後2時から午後4時50分まで
- (2) 場 所 倉吉未来中心 小ホール
- (3) 主 催 県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会
共 催 鳥取県、鳥取県教育委員会
- (4) 概 要
 - ①基調講演：「美術館から感性を磨く」
講師：蓑 豊 氏（兵庫県立美術館館長・金沢21世紀美術館特任館長）
 - ②パネルディスカッション
テーマ「作ろう！支えよう！みんなの県立美術館」
コーディネーター：佐伯 健二 氏（協議会応援団部会長）
パネリスト：〈高校関係者〉 伊東 寛敏 氏（版画家・高校教諭）
〈大学関係者〉 前田 夏樹 氏（鳥取短期大学准教授）
〈子ども親世代〉 福本 奈美 氏（介護士）
〈近隣地域住民〉 吉田 圭子 氏（BYヨシダ会長）
〈美術愛好家〉 井上 裕貴 氏（倉吉博物館協会理事、百花堂委員会副会長）
 - ③美術館紹介パネル展示コーナー
国内の主な美術館について、コンセプトや建築デザイン等を紹介

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）

日時：平成 30 年 11 月 20 日（火）

午後 1 時 30 分～

場所：鳥取県庁 特別会議室

1 開 会

2 次 第

（1）審査会運営要綱の制定及び委員長の選任について

（2）鳥取県立美術館整備の検討状況について

（3）「未来をつくる美術館」の基本スキームについて

（4）「未来をつくる美術館」の事業者選定方法について

3 その他

4 閉 会

《資料》

資料 1・・・ 鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）運営要綱（案）

資料 2・・・ 鳥取県立美術館整備の検討状況について

資料 3・・・ 「未来をつくる美術館」の基本スキームと事業者選定方法について

- ・参考資料 1 : 鳥取県附属機関条例
- ・参考資料 2 : 鳥取県立美術館整備基本計画
- ・参考資料 3-1 : 鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業実施方針（素案）
- ・参考資料 3-2 : 運営業務等における業務分担（素案）
- ・参考資料 4-1 : 福岡市美術館リニューアル事業落札者決定基準
- ・参考資料 4-2 : 福岡市美術館リニューアル事業審査講評

姓名: 张三

性别: 男

出生日期: 1990年1月1日

身份证号: 110101199001010001

联系电话: 13800138000

电子邮箱: zhangsan@example.com

联系地址: 北京市朝阳区

工作单位: 北京科技有限公司

职业: 软件工程师

婚姻状况: 未婚

教育程度: 本科

学历: 学士学位

毕业院校: 清华大学

专业: 计算机科学与技术

学位授予日期: 2012年6月

学位证书编号: 1101012012060001

工作单位: 北京科技有限公司

职位: 软件工程师

入职日期: 2015年3月

薪资: 月薪15000元

社保缴纳: 五险一金

其他信息: 无不良记录

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）
委員名簿

平成 30 年 11 月

区分	氏 名	役 職 等
全般	林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、鳥取県美術館整備基本構想検討委員会会長、鳥取県美術館整備基本計画検討アドバイザー委員会座長
広報・集客	衣笠 幸雄	(株) TBS テレビ社長室顧問、前(株) TBS サービス社長 鳥取県美術館整備基本構想検討委員会委員
美術関係者	山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前神奈川県立近代美術館館長
	佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
PFI 制度 有識者	光多 長温	(公) 都市化研究公室理事長、元鳥取大学地域学部教授、元神奈川県 PFI 事業者選定審査会常任委員
建築関係	堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、(株) 堀越英嗣 ARCHITECT 5 代表 元鳥取環境大学教授
	遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長、環境学部教授（建築専門）
地元自治体	根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
設置者	池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

表一

表一

姓名	年齡	籍貫	學歷	職業
張三	25	山東	中學畢業	教師
李四	30	河南	大學畢業	工程師
王五	28	浙江	中學畢業	商人
趙六	35	湖北	大學畢業	醫生
陳七	22	廣東	中學畢業	學生
周八	32	四川	大學畢業	律師
吳九	27	湖南	中學畢業	記者
孫十	38	陝西	大學畢業	教授
錢十一	24	安徽	中學畢業	公務員
孫十二	33	江西	大學畢業	作家
李十三	29	福建	中學畢業	商人
張十四	36	山西	大學畢業	工程師
王十五	26	雲南	中學畢業	學生
趙十六	31	貴州	大學畢業	教授
陳十七	23	廣西	中學畢業	記者
周十八	34	河南	大學畢業	律師
吳十九	28	山東	中學畢業	商人
孫二十	37	湖北	大學畢業	教授
錢二十一	25	廣東	中學畢業	公務員
孫二十二	32	四川	大學畢業	作家
李二十三	29	浙江	中學畢業	商人
張二十四	35	湖南	大學畢業	工程師
王二十五	27	陝西	中學畢業	學生
趙二十六	33	貴州	大學畢業	教授
陳二十七	24	廣西	中學畢業	記者
周二十八	31	河南	大學畢業	律師
吳二十九	28	山東	中學畢業	商人
孫三十	36	湖北	大學畢業	教授
錢三十一	25	廣東	中學畢業	公務員
孫三十二	32	四川	大學畢業	作家
李三十三	29	浙江	中學畢業	商人
張三十四	35	湖南	大學畢業	工程師
王三十五	27	陝西	中學畢業	學生
趙三十六	33	貴州	大學畢業	教授
陳三十七	24	廣西	中學畢業	記者
周三十八	31	河南	大學畢業	律師
吳三十九	28	山東	中學畢業	商人
孫四十	36	湖北	大學畢業	教授
錢四十一	25	廣東	中學畢業	公務員
孫四十二	32	四川	大學畢業	作家
李四十三	29	浙江	中學畢業	商人
張四十四	35	湖南	大學畢業	工程師
王四十五	27	陝西	中學畢業	學生
趙四十六	33	貴州	大學畢業	教授
陳四十七	24	廣西	中學畢業	記者
周四十八	31	河南	大學畢業	律師
吳四十九	28	山東	中學畢業	商人
孫五十	36	湖北	大學畢業	教授
錢五十一	25	廣東	中學畢業	公務員
孫五十二	32	四川	大學畢業	作家
李五十三	29	浙江	中學畢業	商人
張五十四	35	湖南	大學畢業	工程師
王五十五	27	陝西	中學畢業	學生
趙五十六	33	貴州	大學畢業	教授
陳五十七	24	廣西	中學畢業	記者
周五十八	31	河南	大學畢業	律師
吳五十九	28	山東	中學畢業	商人
孫六十	36	湖北	大學畢業	教授
錢六十一	25	廣東	中學畢業	公務員
孫六十二	32	四川	大學畢業	作家
李六十三	29	浙江	中學畢業	商人
張六十四	35	湖南	大學畢業	工程師
王六十五	27	陝西	中學畢業	學生
趙六十六	33	貴州	大學畢業	教授
陳六十七	24	廣西	中學畢業	記者
周六十八	31	河南	大學畢業	律師
吳六十九	28	山東	中學畢業	商人
孫七十	36	湖北	大學畢業	教授
錢七十一	25	廣東	中學畢業	公務員
孫七十二	32	四川	大學畢業	作家
李七十三	29	浙江	中學畢業	商人
張七十四	35	湖南	大學畢業	工程師
王七十五	27	陝西	中學畢業	學生
趙七十六	33	貴州	大學畢業	教授
陳七十七	24	廣西	中學畢業	記者
周七十八	31	河南	大學畢業	律師
吳七十九	28	山東	中學畢業	商人
孫八十	36	湖北	大學畢業	教授
錢八十一	25	廣東	中學畢業	公務員
孫八十二	32	四川	大學畢業	作家
李八十三	29	浙江	中學畢業	商人
張八十四	35	湖南	大學畢業	工程師
王八十五	27	陝西	中學畢業	學生
趙八十六	33	貴州	大學畢業	教授
陳八十七	24	廣西	中學畢業	記者
周八十八	31	河南	大學畢業	律師
吳八十九	28	山東	中學畢業	商人
孫九十	36	湖北	大學畢業	教授
錢九十一	25	廣東	中學畢業	公務員
孫九十二	32	四川	大學畢業	作家
李九十三	29	浙江	中學畢業	商人
張九十四	35	湖南	大學畢業	工程師
王九十五	27	陝西	中學畢業	學生
趙九十六	33	貴州	大學畢業	教授
陳九十七	24	廣西	中學畢業	記者
周九十八	31	河南	大學畢業	律師
吳九十九	28	山東	中學畢業	商人
孫一百	36	湖北	大學畢業	教授

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）
運営要綱（案）

（目的）

第1条 鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業に係る委託事業者を総合評価一般競争入札方式により選定するに当たり、事業者提案を適正に評価するため、鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）（以下「審査会」という。）を設置する。

（調査審議する事項）

第2条 審査会は、鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業に係る受託者の選定に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）落札者決定基準に関する事
- （2）事業者及び事業提案書の審査に関する事
- （3）その他、必要と認める事項に関する事。

（組織）

第3条 審査会は、別表に掲げる委員9名をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、任命した日から2年間とする。

（委員長）

第5条 審査会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は審査会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

（事務局）

第6条 審査会の庶務を処理するため、鳥取県立博物館内に事務局を置く。

（会議）

第7条 審査会は、博物館長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席して開催するものとする。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（審議の公開）

第8条 審査会は、公開を原則とする。ただし、審議内容によっては、非公開とすることができる。

（委員の責務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密（公表された情報を除く。）を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、第2条の任務を行うに当たり、応募者等またはその代理人から、審査に関する説明、交渉等を要求されたときは、速やかにその旨を事務局へ報告しなければならない。
- 3 委員は、応募者等及びその構成員と自己並びに3親等以内の親族並びにこれらの者と生計を同じくしている者の従事する業務に直接利害関係があるときは、議事に加わることができない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、博物館長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年11月20日から施行する。

(別表)

氏名	役職等
林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、鳥取県美術館整備基本構想検討委員会会長、鳥取県美術館整備基本計画検討アドバイザー委員会座長
衣笠 幸雄	(株)TBSテレビ社長室顧問、前(株)TBSサービス社長 鳥取県美術館整備基本構想検討委員会委員
山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前神奈川県立近代美術館館長
佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
光多 長温	(公)都市化研究公室理事長、元鳥取大学地域学部教授、元神奈川県PFI事業者選定審査会常任委員
堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、(株)堀越英嗣 ARCHITECT 5 代表 元鳥取環境大学教授
遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長、環境学部教授(建築専門)
根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長



鳥取県立美術館整備の検討状況について



平成30年11月 鳥取県立博物館

⇒基本計画の詳細は、参考資料2「鳥取県立美術館整備基本計画(平成30年7月)」を参照

鳥取県立美術館 「整備検討の経緯等」

《県立博物館の現状》

・建物・設備の老朽化、収蔵庫の狭隘化、駐車場の不足、県民の作品展等に対応できない等

平成26年度

- ・鳥取県立博物館現状・課題検討委員会
- ・県民アンケート

⇒美術分野のために新たな施設を整備

平成27～
28年度

- ・鳥取県美術館整備基本構想検討委員会
 - 出前説明会 45回
 - 県民フォーラム 県下3箇所
 - 美術館キャラバン23回
 - 市町村からの候補地推薦(6市町から12箇所)
 - 候補地評価等専門委員による評価
 - 美術館の整備に関する県民意識調査(3,000名)→7割が美術館整備は進めていくべき
 - 美術館の建設場所に関する県民意識調査(5,000名)

平成29年3月 鳥取県立美術館整備基本構想を策定

平成29年度

- ・鳥取県美術館整備基本計画の検討
 - 鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会
 - 県民フォーラム
 - 県内文化団体や地域団体等との意見交換 13回
 - パブリックコメント
- ・PFI手法導入可能性調査の実施

平成30年度

平成30年7月 鳥取県立美術館整備基本計画を策定

鳥取県立美術館 「目的・コンセプト」

美術館の
必要性

鳥取県の美術の
継承と発信

内外の美術との
接触と交流

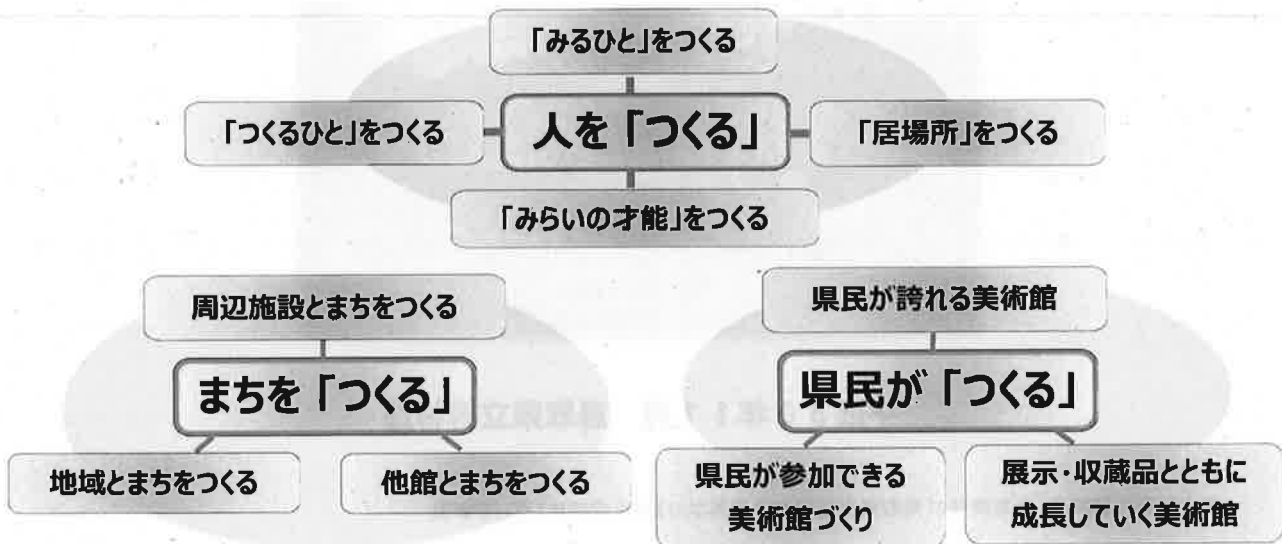
県民の創造性と
鳥取県の魅力の向上

平成30年7月策定

鳥取県立美術館整備基本計画

美術館の目的・コンセプト

「私たちの県民立美術館」 → 「未来を「つくる」美術館」



美術館整備基本計画 「必要な機能と主な事業展開（1）」

社会教育施設としての美術館

- ・子どもたちの創造性を育み、県民の生涯学習を支援する教育機関
- ・県民の宝である収集した美術作品を適切に守り、調査研究を行い、次世代に伝える研究機関
- ・調査研究を活かした展示や国内外の優れた美術作品の展示、県内美術創作者等の発表機会の場

新美術館の中心となる機能

あつめる・まもる(収蔵)

しらべる・ふかめる(調査研究)

つたえる・たのしむ(展示)

ふれてまなぶ・であってまなぶ
(館内外での教育普及)

つなぐ(地域・学校・県民との連携・協力)



美術館整備基本計画 「必要な機能と主な事業展開（4）」

- ⇒くつろぎや居心地の良さを感じながら幅広い「たのしみ」を享受できる場所
- ⇒美術館の持つ特別感や鳥取県らしい情緒を味わう空間の提供

■ レストラン・カフェ

- ・気軽に集い、憩える場として交流でき、居心地よく、ゆっくりとくつろぐことのできる場

■ ミュージアムショップ

- ・美術館の思い出を持ち帰ることのできるグッズの開発
美術書籍、鳥取県ゆかりの産品を手にとることのできる場

■ ユニークベニュー

- ・会議や結婚式、パーティーなど様々なイベントに活用できる
多機能な機能設備・ソフトの整備
⇒美術館の持つ特別感や鳥取県らしい情緒を味わう空間の提供

■ 開館日時、利用料金

- ・季節や曜日、企画展等に応じた柔軟な開館時間
- ・美術鑑賞以外も楽しめる無料スペース・無料プログラム 等



東京都美術館



横浜美術館

美術館整備基本計画 「利用促進策」

○ 利用見込みの試算

年間10万人程度を想定（現在の県博等の実績から）



〈利用者数増に向けた積極的な取組み〉

美術館自体の利用促進

ポップカルチャーなどの企画展の開催、年間パスポート・親子券（割引券）・福利厚生等での美術館利用時の特典付与、小学生の美術館来館等の団体利用時におけるバス送迎等、企画展関連メニューの提供・関連グッズの開発・販売、多言語対応による積極的な魅力発信

倉吉パークスクエア全体や大御堂廃寺跡との連携による利用促進

倉吉パークスクエア利用者への積極的な情報発信、連携したイベントの共同開催、弾力的な開館時間の設定、大御堂廃寺跡の歴史風土を活かした展覧会の開催、白壁土蔵群等周辺施設との散策・回遊ルートの設定

他施設との連携等による利用促進計画

美術館・観光施設等とのミュージアムパスをはじめとした周遊ルートの設定、地域DMO等との連携による旅行会社への積極的な情報発信と旅行商品化、他施設・団体等のホームページ・SNSとの連携による情報発信の強化



倉吉パークスクエア



白壁土蔵群



鳥取県くらしミュージアム



青山剛昌ふるさと館



三朝・はかい・東郷・関釜温泉



食べ歩きの魅力

美術館整備基本計画 「美術館を支える方々とのネットワーク」

「県民立美術館」の実現⇒

開館前から美術館の活動に参加できる仕組みづくり、活動の拡充に向けた取組

対話型のギャラリートーク
(東京国立近代美術館)



美術館活動を
一緒に楽しむ
ボランティアの例

作品の保存・修復・展示の資金支援
(横浜美術館「コレクション・フレンズ」)



絵本の読み聞かせ
(金沢21世紀美術館)



ワークショップの企画・運営
鳥取県立博物館「ワークショップづくり隊」

ワークショップづくりたい人
このゆびとまれ♪



美術館整備基本計画 「施設整備計画 (1)」

施設整備の基本的な方針

- ① 作品を良好な環境で保管・展示
- ② だれもが安全・快適に利用
- ③ 賑わい機能の創出
- ④ 倉吉パークスクエア・大御堂廃寺跡とのシナジー効果(相乗効果)の発揮
- ⑤ デザイン性に優れた施設
- ⑥ 効率的・持続可能な施設
- ⑦ その他(地域素材の積極的利用、環境保全への配慮)

敷地利用計画

- ・倉吉パークスクエア内の施設と一体となったイベント開催による賑わいの創出に配慮
- ・大御堂廃寺跡との連携により、どの方向からも気軽に立ち寄りやすいオープンな施設

○整備概要

展示	収蔵	教育普及・ コミュニケーション	調査研究	共用管理 事務	合計
2,610㎡	2,070㎡	760㎡	290㎡	4,180㎡	9,910㎡

○整備費用の想定

(従来型の場合の試算)

項目	試算額	(参考)基本構想における試算
建築工事費	77億円	60~100億円
その他経費※	20億円	-

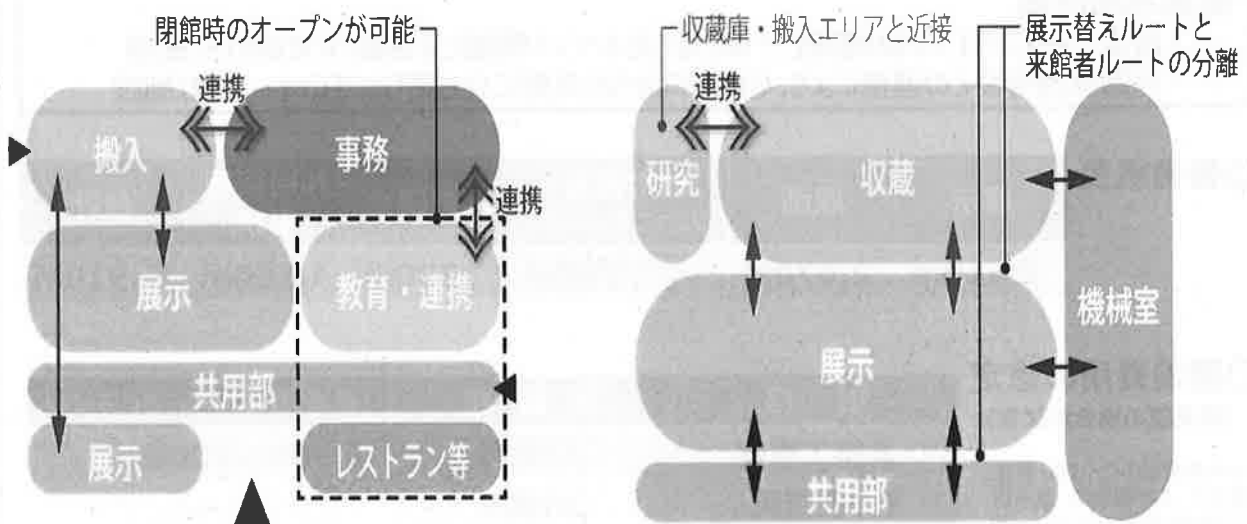
※外構植栽サイン、設計委託、
展示ケース等備品類、展示用
ICT機器・音響・ディスプレイ等

美術館整備基本計画 「施設整備計画（2）」

主な施設・設備	想定床面積 m ²
展示エリア	2,610
常設展示室	(960)
企画展示室	(1,000)
県民ギャラリー	(500)
展示設備保管庫	(150)
収蔵エリア	2,070
収蔵庫・収蔵庫前室	(1,710)
一時保管庫	(60)
搬出入口・トラックヤード	(300)
教育普及・コミュニケーションエリア	760
ホール・レクチャールーム	(100)
ワークショップルーム・スタジオ	(150)
キッズルーム	(80)
ボランティア室	(50)
エントランスホール(フリースペース)	(200)
レストラン・カフェ、ミュージアムショップ	(180)
調査研究エリア	290
研究室	(40)
研究用図書室	(140)
研究作業室	(30)
研究資料倉庫	(80)
共用管理事務エリア	4,180
事務室、応接室、会議室	(220)
受付、看視員控室、更衣室、ロッカールーム、トイレ、倉庫	(2,770)
機械室、管理室	(1,190)
合計	9,910

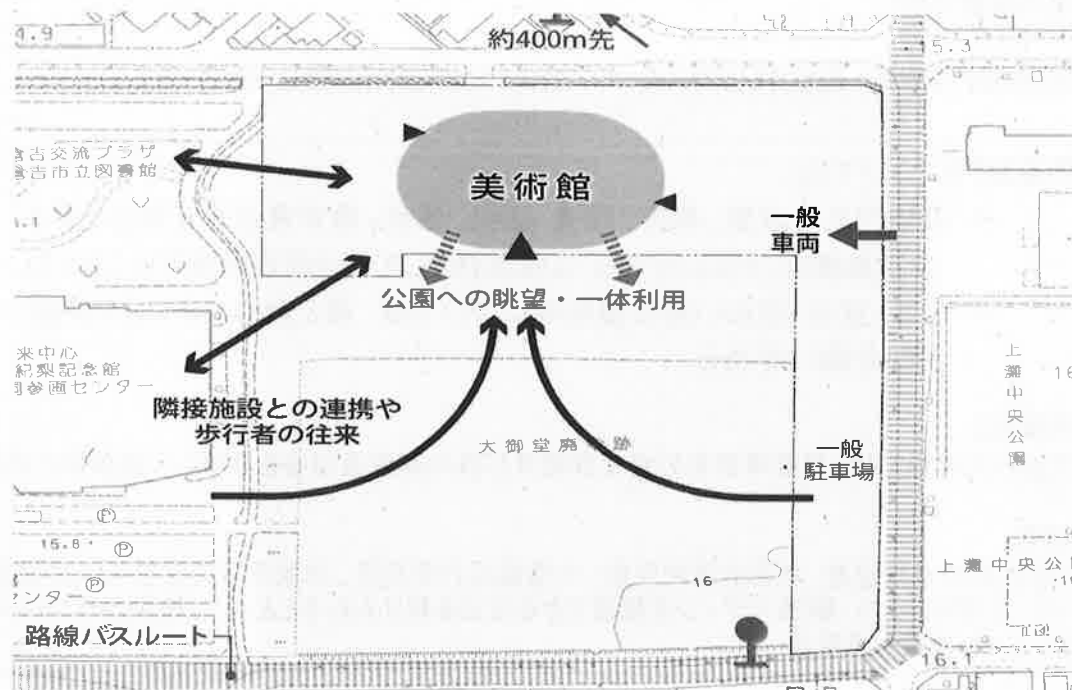
美術館整備基本計画 「施設整備計画（3）」

- ・利用者にとって分かりやすく、かつ管理運営上効率的な配置
- ・利用者にかかれた部分と作品を守る部分を両立(動線が交錯しない配慮)
- ・利用者が入りやすく、建物内での回遊性や、南側に面する大御堂廃寺跡への眺望の確保、イベント開催や屋外作品展示などを通した新美術館と隣接施設との一体的利用などの動線に配慮した配置
- ・建物内では、多くの利用者がゆっくりと時間を過ごせるように、休憩できる場所を適所に配置



美術館整備基本計画 「施設整備計画（４）」

- ・倉吉未来中心、倉吉市立図書館など倉吉パークスクエア内の施設及び大御堂廃寺跡の広々とした空間と連携し、一体となったイベント開催等で賑わいが創出されるよう配慮
- ・入口付近、バス乗降場所、一般駐車場等、お年寄りや子どもたち、障がいのある方も利用しやすい計画



美術館整備へのPPP/PFIの検討（1）

■鳥取県PPP/PFI優先的検討方針の概要 [H28.3.29策定]

○検討対象事業

- ①建設費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（新設・改修）
- ②単年度の運営費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等）

※他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても検討を行うことができる。

○検討方法

①検討プロセス

- ア 事業担当部局から総務部への協議
- イ 第一次検討の実施（庁内での定量評価及び定性評価）
- ウ 第二次検討の実施（コンサルティング事業者による導入可能性調査を参考とした評価）

②体制

副知事をトップとする「県有施設・資産有効活用戦略会議」を設置し、対象事業を検討。

美術館整備へのPPP/PFIの検討 (2)

○整備運営手法

PFI手法 (BTO方式) の導入

(⇒現在、PFI事業者の募集・選定のための検討開始)

BTO : Build-Transfer-Operateの略。民間事業者が公共施設等を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う手法。

【官民の役割分担】

・管理部門(総務・施設管理等)については、民間企業に委ねる。

・学芸部門については、

- 美術作品の収集、保存、調査・研究、展示、教育普及等を中心とする
中核業務(主に学芸員が担う業務)は県業務として引き続き実施することとし、
- 広報・宣伝・賑わい創出機能等については、県と連携することを前提に
民間企業に委ねる。

【契約期間】

施設の大規模修繕、民間事業者の資金調達及び県の財政負担等を勘案し今後検討を進める。

* 留意事項

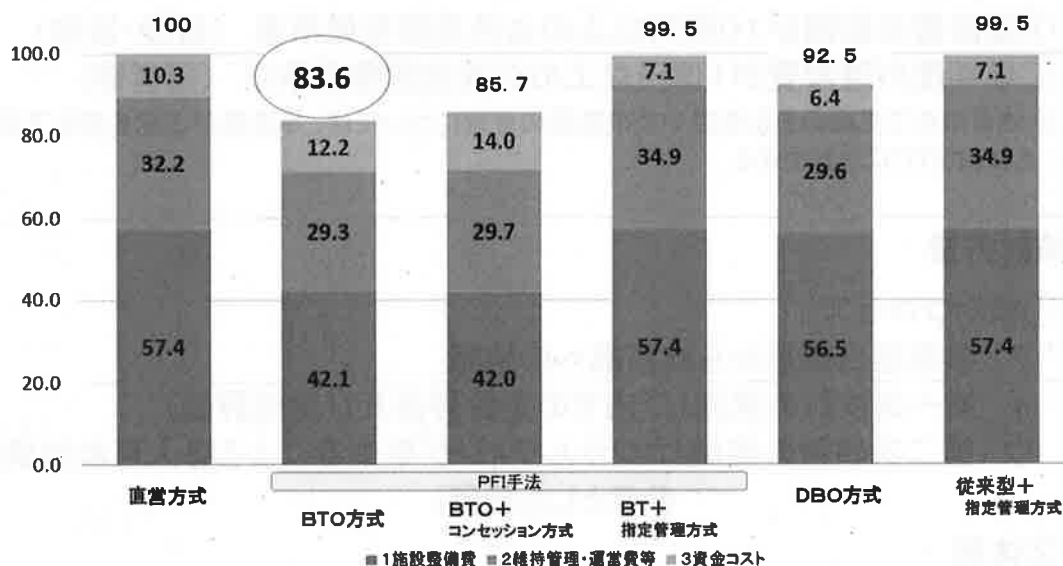
- ・地元企業の参画促進、地元の雇用促進、地場産品の活用等、地域経済の活性化への貢献
- ・コストを抑制しつつ、建築デザインを重視できる方法を取り入れるとともに、県民とのコミュニケーションが図れる手法

美術館整備へのPPP/PFIの検討 (3)

1 定量評価

複数手法を検討した結果、BTO方式が最も有利(VFM16.4%)

※下のグラフは直営のコストを100として指数化したもの



BTO : Build-Transfer-Operateの略。民間事業者が公共施設等を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う手法。

B T : Build-Transferの略。民間事業者が公共施設等を建設し、公共に所有権を移転する手法。

DBO : 公共が国の公債等により資金を調達し、民間事業者に施設の設計・建設と運営・維持管理を一括で担わせる手法。

美術館整備へのPPP/PFIの検討（4）

2 定性評価

PFI手法の導入により、以下のような効果が期待できる。

- ①美術館自体の魅力による集客向上
 - ・開館時間の延長、様々な分野・ポップカルチャー等の企画展開催、広報の充実等
- ②周辺施設との連携により期待される効果
 - ・倉吉パークスクエア等との一体的な企画、ホール等の一般貸出による入館者の増加 等
- ③県内環境や観光の面から期待される効果
 - ・観光ガイド等への掲載、旅行会社の連携による観光目的の入館者の増 等

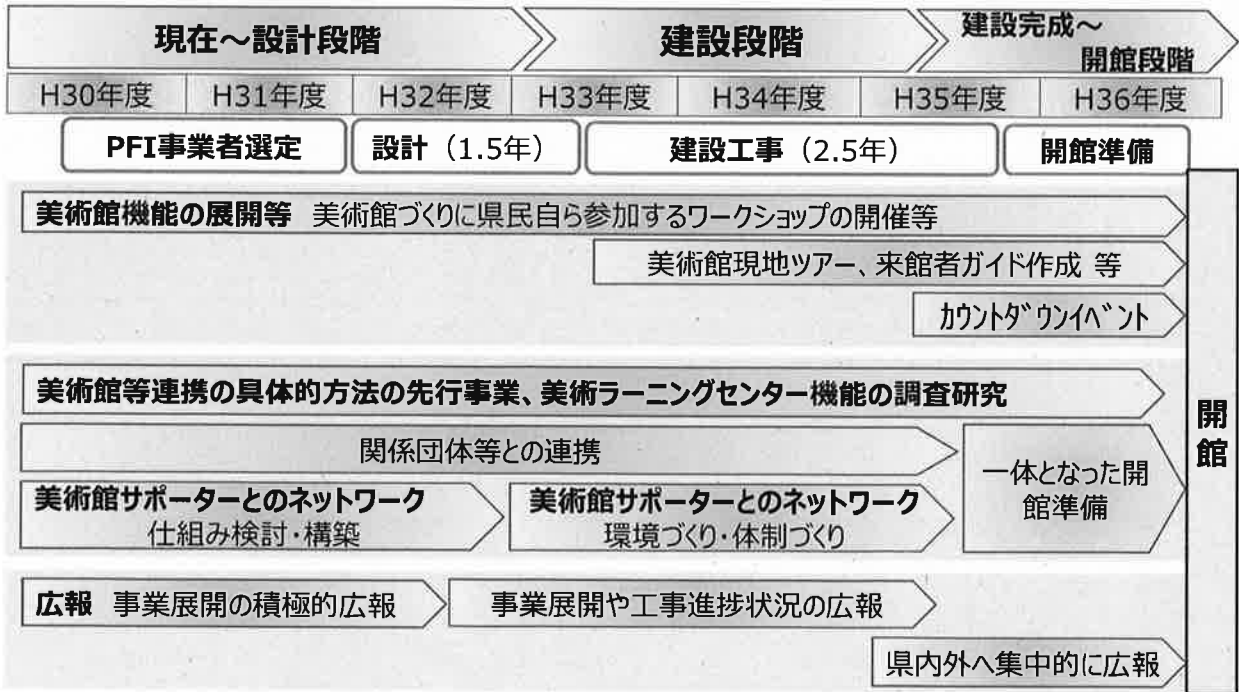
3 美術館の特性考慮

- ①デザイン性の追求、設計の自由度と県民とのコミュニケーション
 - ・VFMでは「一括発注型」の方が優位性があり、事業者の参加意向前向き
 - ・一方で建築デザインは、にぎわい創出の観点から重要な要素であり、県民とのコミュニケーションを図りながら、建築デザインを考えることが重要
- ②事業手法及び運營業務の範囲
 - ・広報・宣伝・賑わい創出機能等については、積極的に民間企業に委ねることが有効
 - ・一方、学芸業務について、民間事業者への聞き取りによると、事業範囲とすることについて消極的であり、本県ゆかりの美術作品の収集、保存、調査・研究、展示等は、県業務として引き続き県の学芸員が業務を実施すべき

鳥取県立美術館整備の今後のスケジュール

○今後のスケジュール

- ・設計、建設、維持管理、運営を一括で行う民間事業者（PFI方式）を選定し、設計・建設に着手する。
- ・これまでのオープンな美術館づくりを継承し、県民の方々と一緒になって美術館を育てていく。



THE UNIVERSITY OF CHICAGO

MEMORANDUM

TO : [Name]

FROM : [Name]

SUBJECT: [Subject]

[Detailed text of the memorandum]

MEMORANDUM

TO : [Name]

FROM : [Name]

SUBJECT: [Subject]

[Detailed text of the memorandum]

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

MEMORANDUM

TO : [Name]

FROM : [Name]

SUBJECT: [Subject]

[Detailed text of the memorandum]

「未来をつくる美術館」の基本スキームと 事業者選定方法について



平成30年11月 鳥取県立博物館

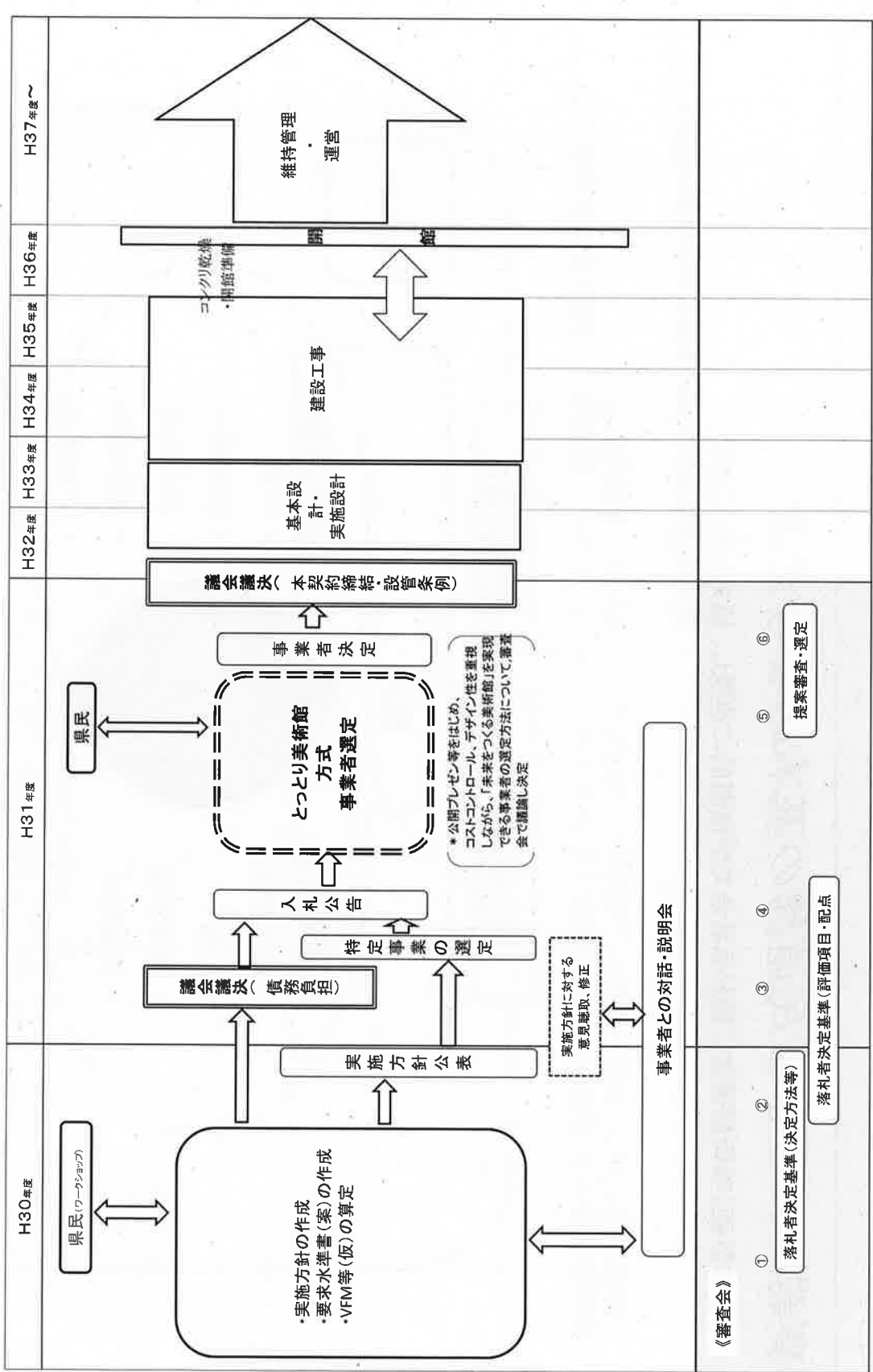
※本資料の内容は現時点におけるものであり、今後、民間事業者との対話を通して変更となる場合がありますのでご了承ください。
また、未定稿であるため、本資料の取扱いについては十分ご留意下さい。

事業内容

事業名称	鳥取県立美術館 (仮称) 整備運営事業	
事業の対象となる公共施設の名称	鳥取県立美術館 (仮称)	
事業の目的	民間活力やノウハウを活用することで、美術館の整備、維持管理及び運営を効果的・効率的に実施するとともに、地域・学校・市民との連携協働を進め、地域資源・周辺施設との連携協力による賑わいづくりや街づくりに貢献していくことで、さらなる美術館の魅力の向上を図り、「未来を『つくる』美術館」を実現する。	
施設概要	<p>事業用地：鳥取県倉吉市駄経寺町2-3-4 外 敷地面積：22,060㎡ 延床面積：9,910㎡ (基本計画時) 開館年：2024年度中 (予定)</p>	
事業方式	PFI事業(BTO方式、混合型)	
事業期間	20年 (施設整備事業を含む。)	
事業の範囲	<p><事業者が行う業務> i 必須事業 ア 施設整備業務 イ 開館準備業務 ウ 維持管理業務 エ 運営業務 (広報・集客・運営事務支援) (ミュージアムショップ運営及び飲食施設運営については附帯事業) ii 任意事業 ア 自主事業 イ 民間提案事業 (附帯事業)</p>	<p><県が行う業務> i 必須事業 ア 施設整備業務のうち補助金等申請業務 イ 開館準備業務のうち事務所及び収蔵品等移転業務・展覧会準備業務 ウ 維持管理業務のうち美術館運営業務 エ 運営業務 (収集・調査研究・教育普及・常設展示・企画展示 等)</p>

鳥取県立美術館 (仮称) 整備運営事業

事業スケジュール (予定)

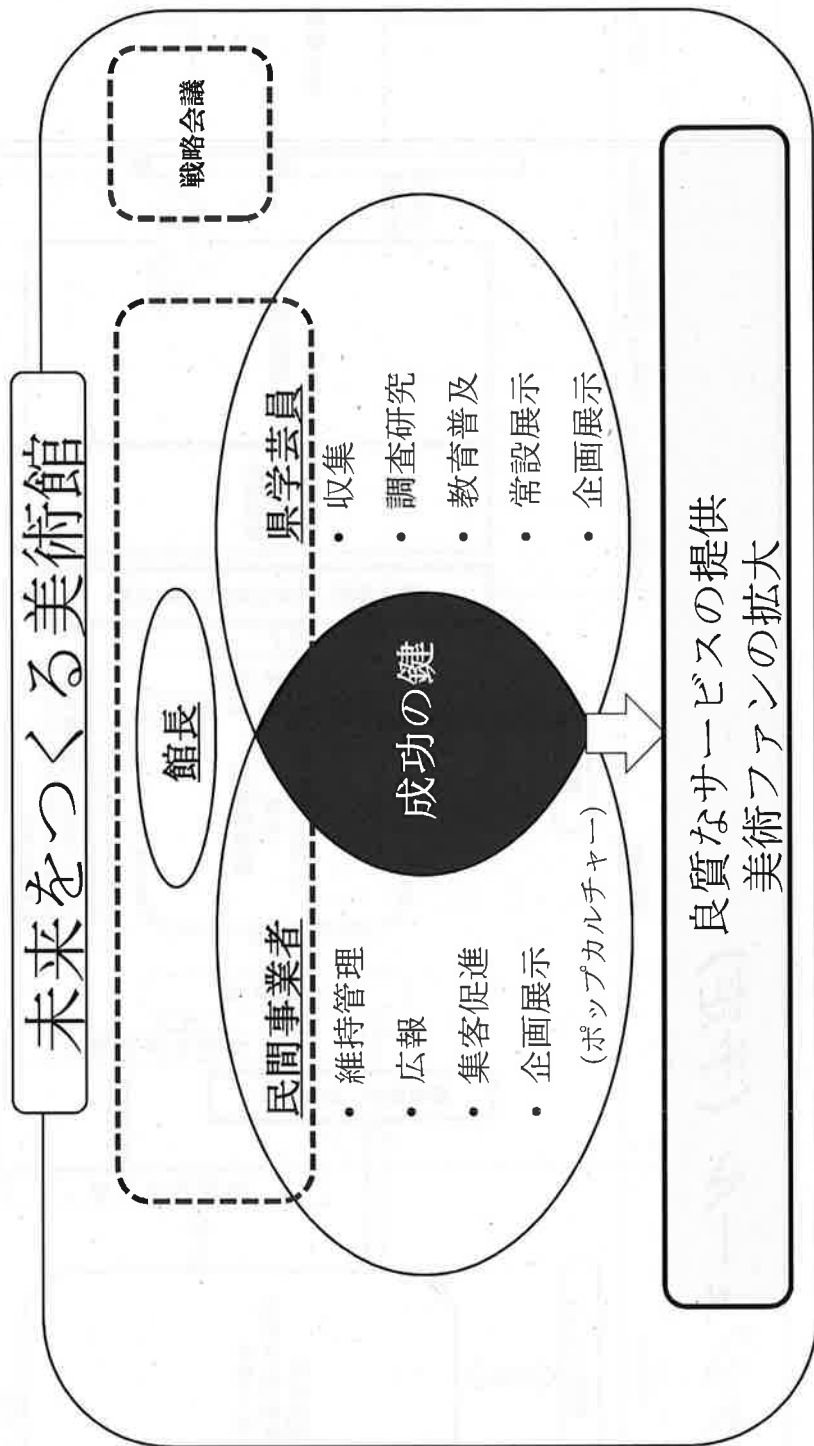


* 議会議決(債務負担)は、PFI事業期間全体に係る事業費総額(施設整備費+事業期間全体運営費)の限度額の設定を行うもの。

本事業における官民連携の基本的な考え方

《基本計画》美術館運営に関わる者全てが横断的に連携し、協力し合うことで、魅力ある事業の企画・運営を行う体制とします。

- ✓ 美術館運営は県と民間事業者の“縦割り”ではなく、“交わり”を重視する。
- ✓ 民間事業者と県学芸員は対等な関係「ビジネスパートナー」となり、戦略的な美術館運営を実現する。



美術館運営におけるPFI事業者の関与度 ～民間のノウハウに期待する運営サポート業務について～

⇒参考資料3-2 運営業務等における業務分担 (案)

強

1. 県とPFI事業者による美術館運営のコラボレーションを目指すケース

- PFI事業者が、美術館運営の意思決定機関（経営戦略会議等）に参画することで、美術館の運営方針に関して意思決定に関与する。
- 運営に係るリスクとリターンを県と共有する。

2. PFI事業者が美術館運営に関して助言・コンサルタント機能を提供するケース

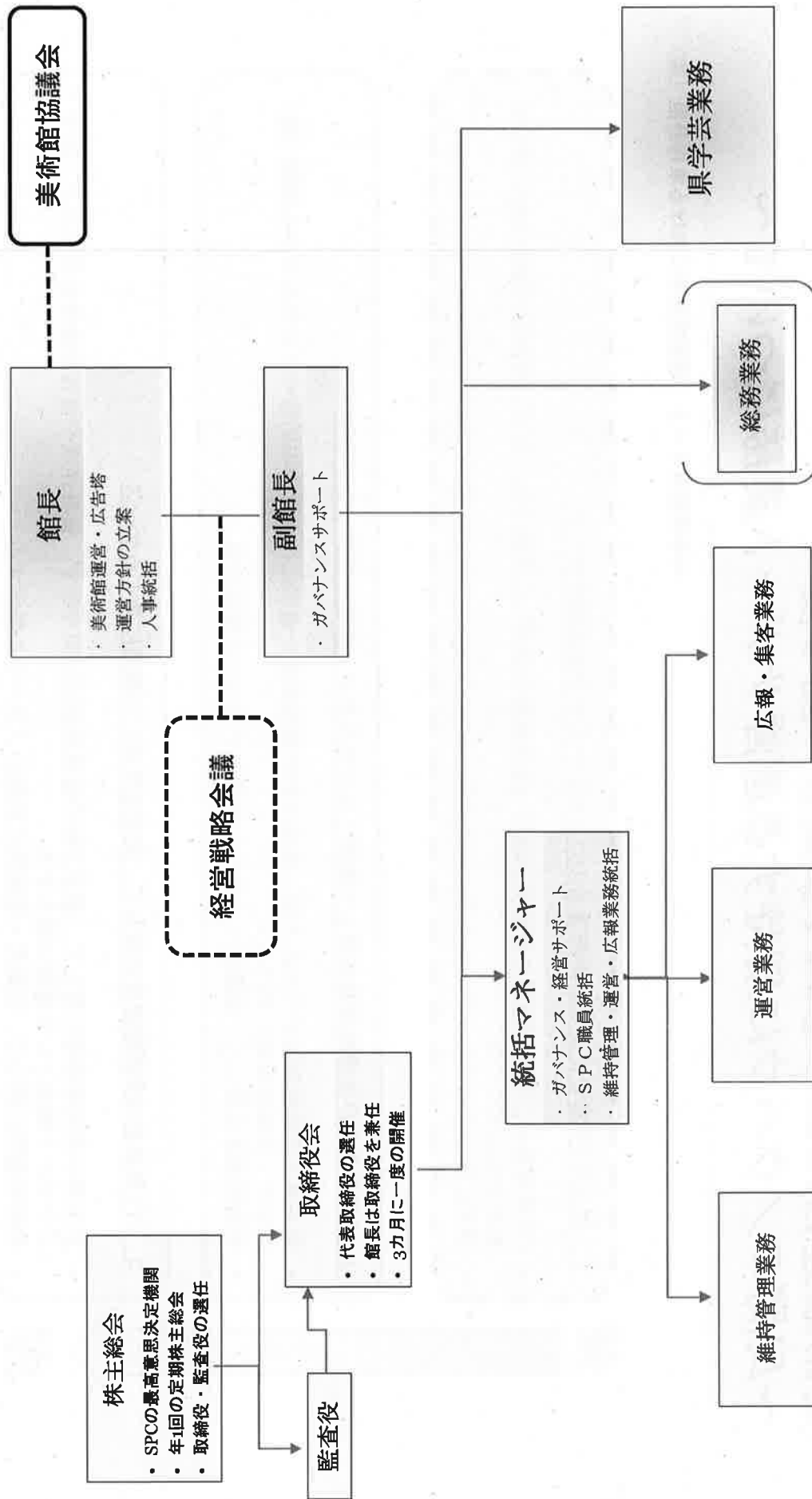
- 県主導の美術館運営が行われる際、運営方針の意思決定を適切に行うための助言やコンサルタント機能（経営分析・情報提供等）を行う。
- 美術館運営に際して、能動的・主体的に民間のノウハウを提供する。

3. PFI事業者は美術館運営に関して、完全なサポート機能に徹するケース

- 県主導の美術館運営に関して、運営方針の意思決定には関与せず、資料作成や情報収集等を行うなど、完全にサポート機能として運営に関与する。
- 美術館運営に際して、受動的・客観的に民間のノウハウを提供する。

弱

美術館運営における実施体制 (イメージ)



本事業における特定事業の構造

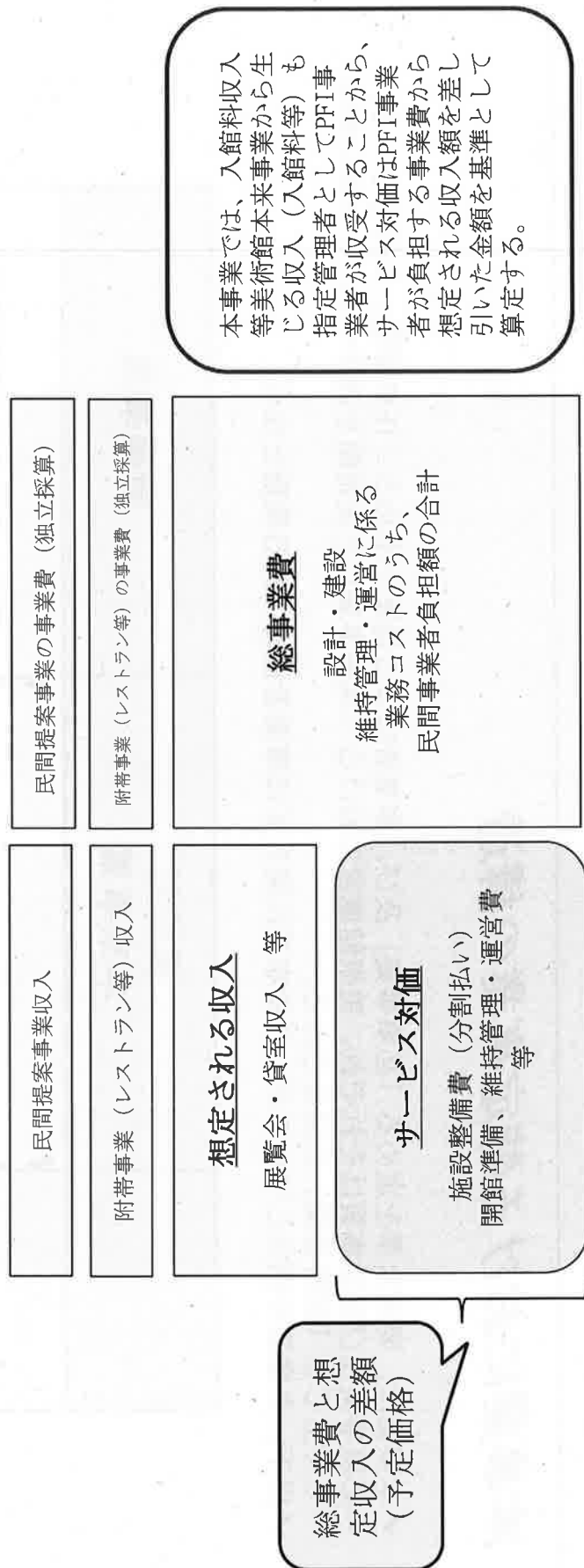
- ✓ 本事業は、要求水準を定める「必須事業」及び、事業者による提案を求める「任意事業」に区分される。
- ✓ 必須事業及び任意事業はそれぞれ、美術館運営における「本来事業」と美術館を運営することに伴い附帯して生じる「附帯事業」に区分される。
- ✓ 以下、各業務を例示しているが、任意事業に関しては事業者提案に拠る業務となる。

	美術館 本来事業	附帯事業
必須事業	<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・要求水準で求める本来事業 (施設整備、維持管理及び運営) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準で求める附帯事業 (レストラン・カフェ、 ミュージアムショップ 等)
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業 (ユニークベニュー等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間提案事業 (グッズ開発、インターネット 販売、広場でのイベント開催 等)

* [] : 県が支払うサービス対価の対象範囲

サービス対価の算定に関する基本的な考え方

- ✓ 本事業は、庁舎等をはじめとするPFI事業と同様に、県が発注する業務に係る要求水準を満たすことを条件に、事業者に対して、サービスを購入した対価を支払うこととなる。
- ✓ 他方、庁舎等の公共施設とは異なり、本事業では、美術館運営を行うことにより一定の収入が生じることから、当該収入を事業者が指定管理者として収受することとし、その分だけ、サービス対価を差し引いてPFI事業者に支払うことを予定している。
- ✓ この点、本事業は、PFI事業におけるサービス購入型及び独立採算型の中間である混合型事業となる。
- ✓ 上記を踏まえ、本事業におけるサービス対価は以下に示すような形で算出することを予定している。
(但し、前ページに示す附帯事業及び任意事業については独立採算とし、サービス対価を構成しない)



マーケットサウンディング実施要領 (案) ～基本スキームに関する民間事業者の質問・意見を必要に応じて反映～

対話型の市場調査をいい、県が進めている実施方針等の作成に際し、より良い事業としていくため、また、民間事業者に引き受けてもらうための意見や条件等を広く募集し、必要に応じて実施方針等に反映することを目的として下記要領にて実施する。

マーケットサウンディング概要

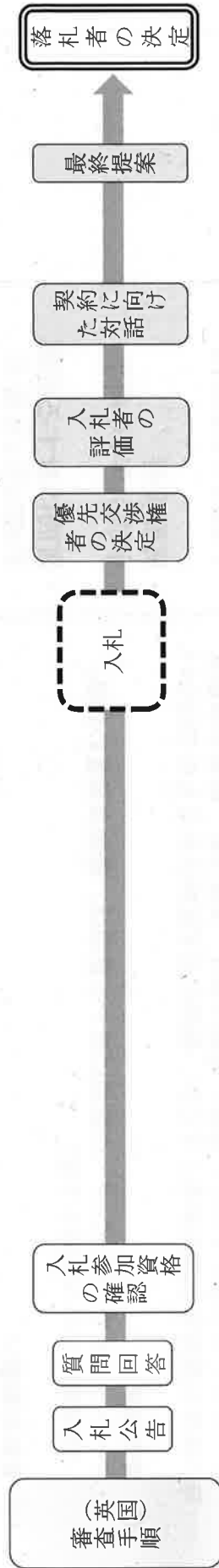
- (1) 参加事業者の取扱い
 - ・ 参加事業者の名称は公表しない。
 - ・ マーケットサウンディングへの参加実績は審査に一切影響を与えない。
- (2) 提案内容の取扱い
 - ・ マーケットサウンディング、意見・提案内容は、実施方針、要求水準書案等の条件を検討する際の参考とするが、条件に必ず反映されるものではない。
- (3) 費用負担
 - ・ マーケットサウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担。
(鳥取県内でのみ実施を予定)
- (4) 資料の取扱い
 - ・ 誓約書の提出を条件とする開示資料(守秘義務対象資料)に含まれる情報は、業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、事業に重要な影響を与えることから、その守秘が必要となること、並びに、情報提供者からは、提供された情報を公にしないこと及び情報開示先が示されることを条件に任意に情報提供を受けているものであること予め理解を促す。

実施スケジュール想定

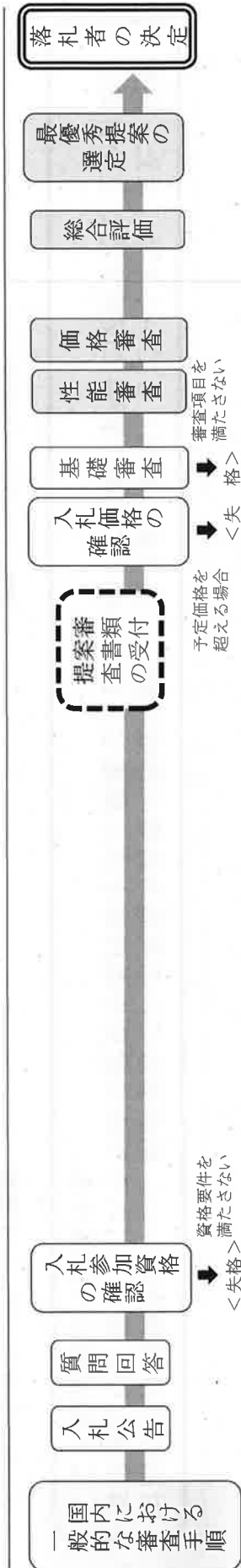
- ・ 参加申請書の受付
平成30年12月中旬
- ・ 参加申請者への守秘義務対象資料の提供
平成31年1月上旬
- ・ 質問受付
平成31年1月前半
- ・ 質問に対する回答
平成31年1月後半
- ・ 意見書の受付
平成31年2月前半

事業者選定方法について ～とっとり美術館方式の誕生～

国内外で様々な審査基準がある中で、基本計画実現に向けて最もふさわしい事業者を選定するべく、本事業では「とっとり美術館方式」を採用



✓ 英国でPFI制度が導入されて以降実施されてきた交渉手続方式の審査手順では、入札後に入札者の評価、対話、最終提案のプロセスを経て、事業の財政面での枠組が決定するが、この方式はわが国の会計法上認められない。

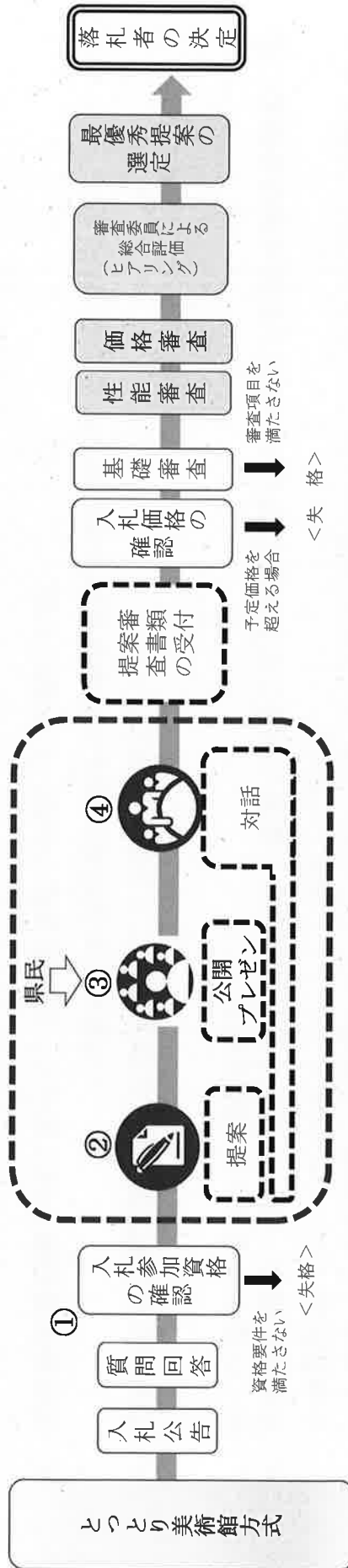


✓ わが国における一般的な審査手順に添った場合、提案書類の受付までに発注者の求める要求水準の内容や意図が明確に伝わらず、契約時での認識の不一致からくる齟齬が生じるなど、より実効的な事業の実施に向けた柔軟な交渉が行えない等の課題も指摘されている。

事業者選定方法について～「とっとり美術館方式」～

- ✓ 県が求める「未来をつくる美術館」を実現するには、要求水準の意図が伝わっているのかを確認し、認識の不一致からくる齟齬を回避していくことが必要。
- ✓ 県民に「未来をつくる美術館」の大枠の方向性を示すなど、コミュニケーションを図りながら進めることが重要。

⇒未来をつくる美術館」にふさわしい事業者提案を求めするために、提案審査書類の受付前に、事業者の理解を促すプロセスとして、「とっとり美術館方式」を採用。（審査は行わない。）



- ✓ ①～④では審査を行わず、県の美術館整備運営事業にふさわしい提案を求めると事業者の理解を促すプロセスとなる。
- ✓ ①～④を踏まえたうえで、⑤入札及び企画提案書の提出を求め、提案内容を審査し評価する。
- ✓ 整備業務に係る意匠性、維持管理業務も見据えたコストコントロール、運営業務で求められる事業目的の実現、これら全てを求められる美術館PFI事業のモデルケースとして、事業者選定方法を工夫する全国初の「とっとり美術館方式」を採用。

①参加資格の検討について（方向性）

- ✓ 「未来をつくる美術館」を実現するため、建築の意匠性や美術館運営等について、豊富な経験・実績を有する事業者のノウハウを活用していくことが求められる。
- ✓ 本事業の場合、独立採算となる業務がPFI事業の範囲に含まれることから、リスク負担可能な事業者の参画も必要となることが想定される。
- ✓ 本事業はWTO政府調達案件に該当することが想定される。
(⇒事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。)
- ✓ 鳥取県産業振興条例に基づく、県内事業者の参画への配慮が必要。

鳥取県PPP/PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針（平成30年度 第2回県有施設・資産有効活用戦略会議：H30・11・20）

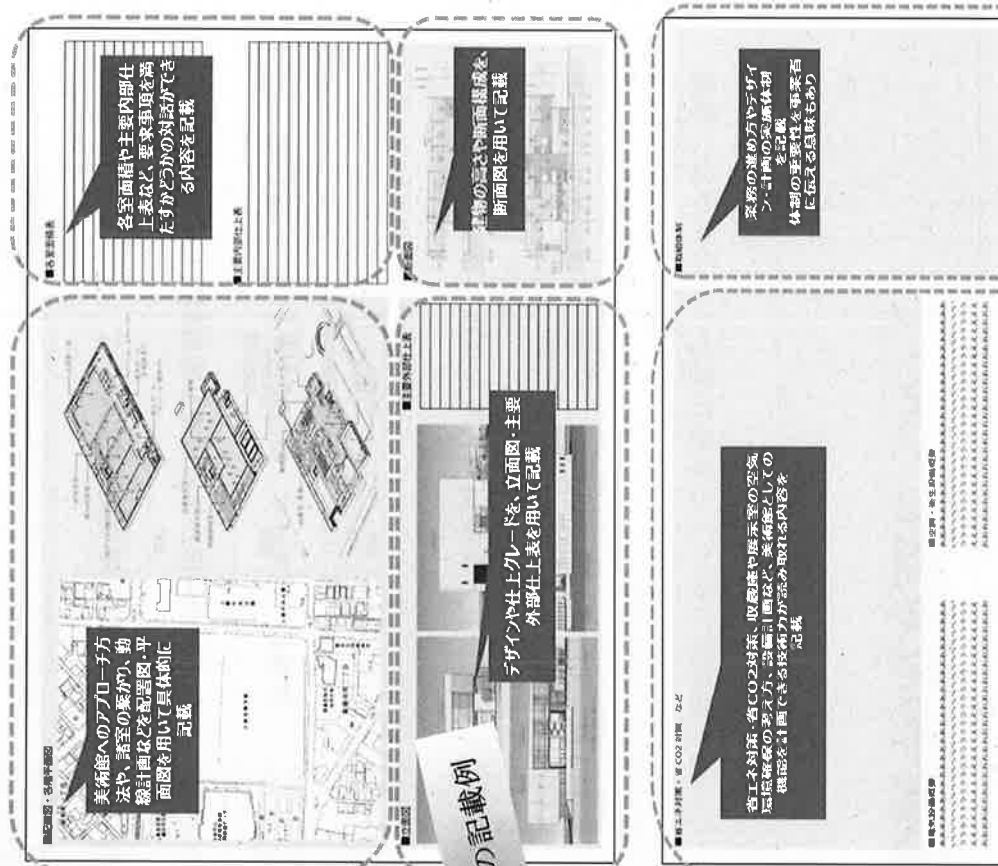
別紙●のとおり



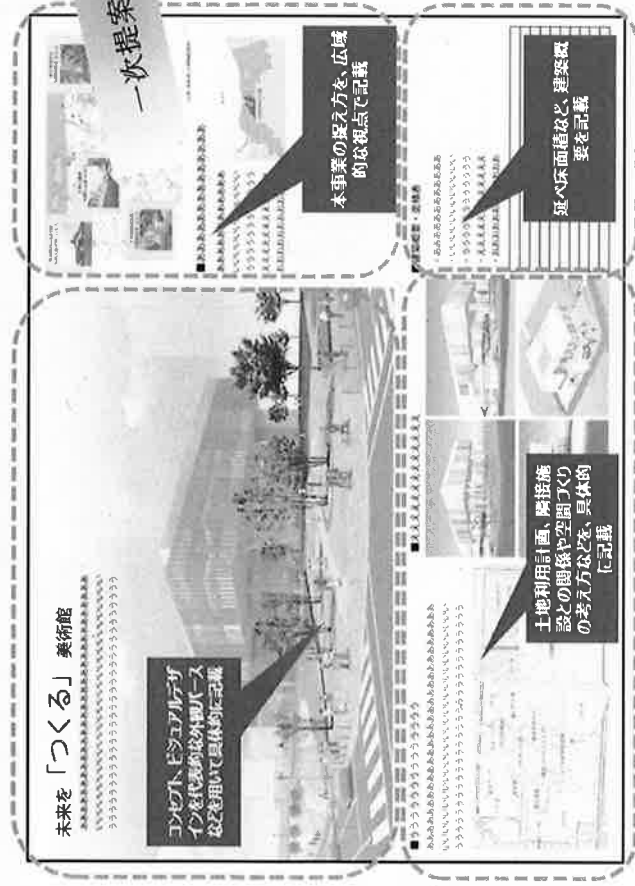
総合的に勘案しながら、本事業における参加資格要件の検討を進める。

②一次提案について

- ✓ 基本計画の実現可能性に係る全体計画（基本方針・実施体制・リスク想定と対策・事業継続性の確保、地域社会・経済への貢献）と意匠性（施設整備計画）が相互に関連するよう
な記載内容とする。
- ✓ コンセプト、具体的なデザインや土地利用計画、建物の構成や性能（平面図・立面図・断面図や、面積表・仕上表・設備概要等）、具体的な業務の進め方やデザイン・計画の実施体制が読み取れるような記載内容とする。



一次提案書の記載例



鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業

③公開プレゼンテーション

- ✓ 県民と「つくる」というコンセプトを実現するため
に公開プレゼンテーションは事業者選定に重要な要素となる。
- ✓ 二段階の選定プロセスを想定するうえで、公開プレゼンテーションの開催は、提案者による内容の大幅な変更を自律的に抑制する効果もある。
- ✓ 現時点における公開プレゼンテーションの概要は以下の通り。

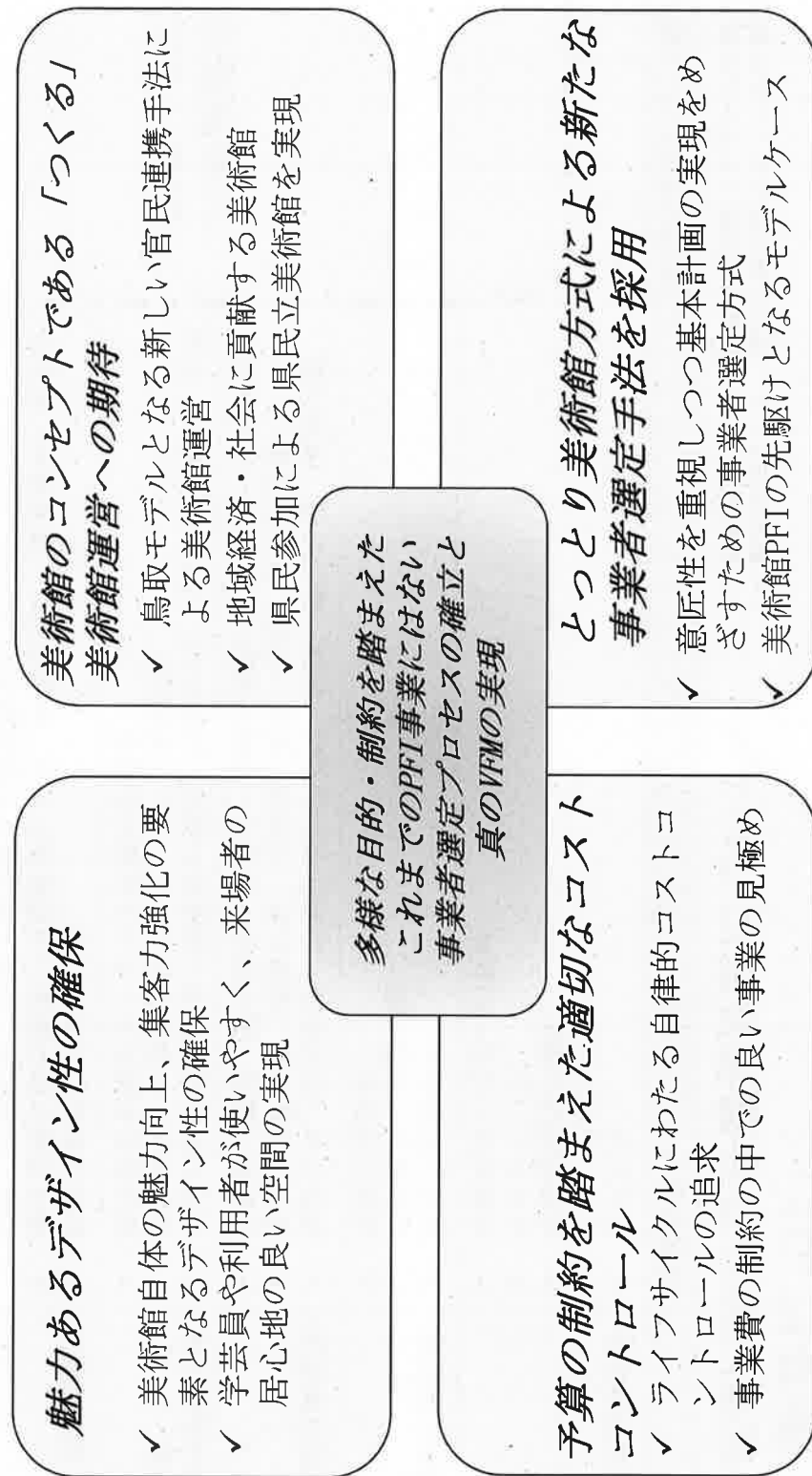
④競争的対話について

- ✓ とつとつ美術館方式による事業者選定プロセスでは、事業者から、より良い提案を行ってもらう観点より、競争的対話を複数回実施する。
- ✓ 建築に関しては県の営繕部門が、美術館運営に関しては学芸員が各々対応することで、要求水準の解釈について県側及び提案者側との認識の乖離を防ぎ、事業者選定後の円滑な契約交渉及びPFI事業の実施を目指すこととする。

公開プレゼンテーションの開催概要 (案)	
参加者 (競争相手に よる傍聴)	認める
出席者 (県民等) に よる質問	行わない (プレゼンを聞く場)
審査員の出席	有り
審査について	実施しない (質疑応答も行わない) ※非公開の競争的対話 (第1回) を同日実施
場所	倉吉パークスクエア内施設を予定
実施時期	第一次提案書提出期限後後速やかに実施

要検討項目	パターン
審査委員の 参加	審査員は同席せず、概況報告を行うことを想定
県庁対応者	担当部局のほか学芸員及び営繕部門も参加を想定
実施場所	県庁 (県立博物館) 内に於いて
質問・協議 内容の共有	共通事項につき応募者に共有することを想定
実施回数	複数回を想定
実施時期	第1回 : 公開プレゼンテーション開催日 (予定) 第2回以降 : 検討期間を十分に確保したうえで実施

提案審査書類の提出と審査及び評価 ～基本計画に基づき審査及び評価するべき項目を検討～



提案審査について ～本事業における評価項目案について～

⇒参考資料 4-1 福岡市美術館リニューアル事業落札者決定基準
⇒参考資料 4-2 福岡市美術館リニューアル事業審査講評

提案内容	評価のポイント	配点
1. 全体計画提案 ▶ 基本方針 ▶ リスク想定と対策 ▶ 事業継続性の確保 ▶ モニタリング ▶ 地域経済・社会への貢献	次回審査会で 協議（予定）	
2. 業務計画提案 ▶ 業務実施体制 ▶ 設計業務の実施体制 ▶ 業務工程計画		
3. 施設計画提案 ▶ 施設全体（全体配置、建築計画、意匠性、構造、電気設備、機械設備） ▶ 展示・収蔵計画（動線設計、企画案、諸室の運営、常設展関連） ▶ 各機能（諸室、展示機能、創造系・支援系機能、交流機能、外構計画）		
4. 維持管理計画提案 ▶ 施設の維持管理計画（建築物の機能・性能保持、利用者の快適性、空調、環境衛生への取組方針、セキュリティの確保） ▶ 建築計画を踏まえたコスト管理方針提案		
5. 運営計画提案 ▶ 開館準備業務に係る提案 ▶ 運営業務に係る提案（実施体制、人材、利用者対応、諸室運営、展覧会業務への取組み、広報、集客のための取組方針）		
6. 附帯・任意事業に係る計画提案 ▶ レストラン・カフェ、ミュージアムショップに係る運営計画、収支計画 ▶ その他任意事業に関する提案		
7. その他 ▶ 美術館のアプローチにおける空間の魅力づくり ▶ 周辺施設、県内他館との連携に関する提案		

PPP/PFI手法導入にかかる地元企業への配慮

H30 第2回県有施設・資産有効活用戦略会議資料(H30.11.20)

■背景

○本県では、平成28年3月に「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」を策定し、従来型手法(県の直営実施)に優先してPPP/PFI手法を検討することとしている。

【導入済】 鳥取空港

【検討・導入手続中】 美術館、発電施設、西部総合事務所新棟 等

○PFI事業等の場合、従来の公共施設整備・運営事業と比較して、経営力・技術力・資金力等が求められ、他都道府県の事業では、県外事業者が事業主体の中核となる事例が多い。

○県議会での議論や鳥取県産業振興条例の趣旨も踏まえ、本県のPPP/PFI事業において、県内事業者の事業参画を促進しながら、一定の確保を図る必要がある。

➡「鳥取県PPP/PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針」の制定を検討

1

PPP/PFI手法導入にかかる地元企業への配慮

■鳥取県PPP/PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針骨子案

1 県内事業者のノウハウ取得に向けた支援

県が設置した「地域プラットフォーム」が主体となってセミナーを開催し、PPP/PFI事業に関するノウハウの取得を促進するとともに、事業の検討段階から情報共有を行う。
(H30.8 鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォームを設立)

2 事業者の公募条件

PPP/PFI手法(指定管理者制度を除く)を導入する場合の事業者の公募にあたっては、WTO政府調達案件に該当しない案件は、原則として特定目的会社(SPC)に県内事業者(鳥取県産業振興条例第8条第2項にいう県内事業者)を含めて構成することを公募条件とする。

3 SPCの発注等

・WTO政府調達案件に該当しない場合、原則としてSPCは下請負について、公共工事の入札応募条件の事業規模別の事業者の資格要件を参考とし、県内事業者又は県内に事務所を置く事業者に発注すること。

・WTO政府調達案件への該当の有無に関わらず、SPCは工事及び委託業務の発注並びに物品等の調達に当たっては、県内事業者を活用するよう努めること。

4 事業者選定における地域産業振興に対する評価

WTO政府調達案件にあっても、事業者選定の審査において、SPCへの県内事業者の参画や県内事業者の活用など、地域産業の振興又は雇用の確保につながる内容を加点点評価項目とする。

THE HISTORY OF THE UNITED STATES

THE HISTORY OF THE UNITED STATES OF AMERICA, FROM THE DISCOVERY OF THE CONTINENT TO THE PRESENT TIME. BY JAMES M. SMITH, LL.D. VOL. I. FROM THE DISCOVERY OF THE CONTINENT TO THE END OF THE SEVENTEENTH CENTURY.

THE HISTORY OF THE UNITED STATES OF AMERICA, FROM THE DISCOVERY OF THE CONTINENT TO THE PRESENT TIME. BY JAMES M. SMITH, LL.D. VOL. II. FROM THE BEGINNING OF THE EIGHTEENTH CENTURY TO THE END OF THE SEVENTEENTH CENTURY.

THE HISTORY OF THE UNITED STATES

THE HISTORY OF THE UNITED STATES OF AMERICA, FROM THE DISCOVERY OF THE CONTINENT TO THE PRESENT TIME. BY JAMES M. SMITH, LL.D. VOL. III. FROM THE BEGINNING OF THE EIGHTEENTH CENTURY TO THE END OF THE SEVENTEENTH CENTURY.

THE HISTORY OF THE UNITED STATES OF AMERICA, FROM THE DISCOVERY OF THE CONTINENT TO THE PRESENT TIME. BY JAMES M. SMITH, LL.D. VOL. IV. FROM THE BEGINNING OF THE EIGHTEENTH CENTURY TO THE END OF THE SEVENTEENTH CENTURY.